

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	道路運送車両法（昭和二十六法律第百八十五号）（抄）	．．．．．	1
○	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）	．．．．．	1
○	道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）（抄）	．．．．．	2

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○道路運送車両法（昭和二十六法律第百八十五号）（抄）

（自動車登録番号標の封印等）

第十一条（略）

2・3（略）

4 自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

5 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

○道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）

（権限の委任）

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

一（略）

二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第七

五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一

項、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項

（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一

條第一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同條第二項において準用する法第五十四條第四項並びに第七

十二條の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸

局長

三・四（略）

2・6（略）

7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第十一条第四項本文及び第十九条 (略)	国土交通大臣 (略)	運輸監理部長、運輸支局長 (略)
-------------------------	---------------	---------------------

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中道路運送車両法第七条第三項、第十一条、第九十四条の五第七項及び第二百五条の二の改正規定、同法第百八条第一号の改正規定（「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第百九条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定

平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日